

# 青森県報

第七百三十一号

令和六年  
三月四日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……一
- 都市計画事業計画の変更認可……………(同) ……一
- 証紙売りさばき人の指定……………(会計管理課) ……二
- 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域  
県民局) ……二
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……二

## 告示

### 青森県告示第百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、弘前広域都市計画道路事業を令和六年二月二十六日認可したので、同条第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年三月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 一 施行者の名称

弘前市

### 二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画道路事業(三・四・二〇号 紺屋町野田線(田町・野田区))

### 三 事業施行期間

令和六年三月四日から令和十三年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### 1 収用の部分

弘前市大字田町一丁目及び大字野田二丁目地内

#### 2 使用の部分

弘前市大字田町一丁目及び大字野田二丁目地内

### 青森県告示第百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、むつ都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和六年二月二十二日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年三月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 一 施行者の名称

むつ市

### 二 都市計画事業の種類

むつ都市計画下水道事業

### 三 事業施行期間

平成八年一月二十四日から令和八年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### 1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成二十九年六月二十八日青森県告示第四百九十三号)の事業地に変更なし。

#### 2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成二十九年六月二十八日青森県告示第四百九

十三号)の事業地に変更なし。

青森県告示第百十六号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例(昭和三十一年四月青森県条例第十号)第六条第二項の規定により告示する。

令和六年三月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 売りさばき人の住所及び氏名

岩手県久慈市夏井町閉伊口第四地割三七の六

坊良 満人

二 売りさばき場所

八戸市内丸一丁目一の一 八戸市庁本館地下一階

三 指定年月日

令和六年二月二十二日

青森県告示第百十七号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和六年三月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
むつ市川内町休所五〇 今 進	川内
むつ市川内町宿野部九一 笹井 明志	

むつ市川内町松川川代七二の三四

松野 忠志

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和六年三月四日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和六年三月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
菊地 和文	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字枝川字館子二七
菊地 淑行	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一一〇ほか一筆
田澤 秋雄	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村岡八四の一ほか一筆
田澤 笑子	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川口七三
一戸 健策	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二三一の一ほか一筆

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭